

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
機 関	職	機 関	職
(略)	(略)	(略)	(略)
知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 DX審議官 都市建築技術 審議官 危機管理監 広島サ ミット推進審議官 部長 担 当部長 審理監 情報戦略補 佐監 課長 担当課長 政策 監 健康指導監 防災航空セ ンター長 東部産業支援セン ター長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任 主事	知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 都市建築技術審議官 危機 管理監 広島サミット推進審 議官 部長 総括官 審理監 課長 担当課長 政策監 健康指導監 防災航空センタ ー長 東部産業支援担当次長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任 主事
教育委員 会事務局	教育次長 理事 参与 部長 担当部長 課長 センター 長 担当課長 人事管理監 職 員管理監 社会教育監 教 育指導監 校務指導監 経営 企画監 教育支援推進監 県 立学校改革推進監 不登校支 援センター長 人材育成推進 監 課長代理 副センター長 総務係長 法務係長 教育 広報係長 秘書係長 企画調 整係長 県立学校人事係長 小 中学校人事係長 採用定数 係長 行政係長 給与第一係 長 給与第二係長 文化財保 護係長 学校財務係長 管理 係長 主査 管理主事 総務 係（人事又は服務を担当する ものに限る。） 法務係、秘 書係、教職員課（企画調整係	教育委員 会事務局	教育次長 理事 参与 部長 総括官 課長 センター長 担当課長 人事管理監 職 員管理監 社会教育監 教 育指導監 校務指導監 経営企 画監 教育支援推進監 県立 学校改革推進監 不登校支援 センター長 人材育成推進監 課長代理 副センター長 総務係長 法務係長 教育広 報係長 秘書係長 企画調整 係長 県立学校人事係長 小 中学校人事係長 採用定数係 長 行政係長 給与第一係長 給与第二係長 文化財保護 係長 学校財務係長 管理係 長 主査 管理主事 総務係 （人事又は服務を担当するも のに限る。） 法務係、秘書 係、教職員課（企画調整係を

(略)	(略)
<p>を除く。)又は県立学校改革・学校働き方改革推進担当(学校の働き方改革を担当するものに限る。)の主任及び主事</p>	

備考

1・2 (略)

3 知事部局の項中「部長」及び「担当部長」とは、特定の事務名を付した職名のものを用い、「担当課長」とは、単に担当課長と称する職名のもの及び特定の事務名を付した職名のものを用い、「担当監」とは、特定の事務名を付した職名のものを用い、「参事」とは、参事のうち、総務課、秘書課、人事課、福利課、財政課、経営企画チーム、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれるもの(総務課にあつては、公益法人の指導監督を担当するものを除く。)並びに財産管理課及び税務課に置かれ庶務又は予算を担当するものを用い、「主幹」及び「主査」とは、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課(安全衛生管理に従事するものを除く。)、を除く。)、財政課及び経営企画チームに置かれるもの、危機管理課、総務課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれ庶務を担当するもの(グループリーダー業務に従事するものに限る。)、総務課に置かれ予算又は法務を担当するもの(グループリーダー業務に従事するものに限る。)、並びに研究開発課に置かれ庶務又は予算を担当するもの(グループリーダー業務に従事するものに限る。)、をい、「主任」及び「主事」とは、主任及び主事のうち、秘書課及び人事課に置かれるもの(人事課にあつては、安全衛生管理を担当するものを除く。)をいう。

4-6 (略)

7 教育委員会事務局の項中「担当部長」とは、特定の事務名を付した職名のものを用い、「課長」とは、広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号)附則第四項に定める室長を含むものとし、「担当課長」とは、特定の事務名を付した職名のものを用い、「主査」とは、主査のうち、管理部経営企画担当、総務課(総務係)(人事又は服務を担当するものに限る。)、法務係及び秘書係に限る。)、教職員課

(略)	(略)
<p>除く。)又は県立学校改革・学校働き方改革推進担当(学校の働き方改革を担当するものに限る。)の主任及び主事</p>	

備考

1・2 (略)

3 知事部局の項中「部長」とは、特定の事務名を付した職名のものを用い、「担当課長」とは、単に担当課長と称する職名のもの及び特定の事務名を付した職名のものを用い、「担当監」とは、特定の事務名を付した職名のものを用い、「参事」とは、参事のうち、総務課、秘書課、人事課、福利課、財政課、経営企画チーム、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれるもの(総務課にあつては、公益法人の指導監督を担当するものを除く。)並びに財産管理課及び税務課に置かれ庶務又は予算を担当するものを用い、「主幹」及び「主査」とは、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課(安全衛生管理を担当するもの(グループリーダー業務に従事するものを除く。)、を除く。)、財政課及び経営企画チームに置かれるもの、危機管理課、総務課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれ庶務を担当するもの(グループリーダー業務に従事するものに限る。)、総務課に置かれ予算又は法務を担当するもの(グループリーダー業務に従事するものに限る。)、並びに研究開発課に置かれ庶務又は予算を担当するもの(グループリーダー業務に従事するものに限る。)、をい、「主任」及び「主事」とは、主任及び主事のうち、秘書課及び人事課に置かれるもの(人事課にあつては、安全衛生管理を担当するものを除く。)をいう。

4-6 (略)

7 教育委員会事務局の項中「課長」とは、広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号)附則第四項に定める室長を含むものとし、「担当課長」とは、特定の事務名を付した職名のものを用い、「主査」とは、主査のうち、管理部経営企画担当、総務課(総務係)(人事又は服務を担当するものに限る。)、法務係及び秘書係に限る。)、教職員課(企画調整係を除く。)、学校経営戦略推進課(県立学校改革・学

(企画調整係を除く。)、学校経営戦略推進課(県立学校改革・学校働き方改革推進担当(学校の働き方改革を担当するものに限る。))に限る。及び高校入学者選抜制度推進課に置かれるものをいい、「管理係長」とは、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。

8
13
(略)

校働き方改革推進担当(学校の働き方改革を担当するものに限る。))に限る。及び高校入学者選抜制度推進課に置かれるものをいい、「管理係長」とは、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。

8
13
(略)

附 則

この人事委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。